（別紙）

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	委託変更手続きの簡便化、という事だが、手続きが面倒になる程、コロコロと住所や代表者が変わる法人など、信用できないではないか。 これでは 不正業者を 易々と委託先に付け替え、不法投棄など 正当な処分がされない可能性が出るのではないか。 住所・代表者の記入が それほど手数とは思えない。 むしろ 法人番号と併記し、チェックを厳重にすべきだろう。	広域認定事業では、広域的な処理体制を確保するために多数の受託者を有する場合もあり、受託者（法人）の登記情報の変更に伴う変更届等の事務手続きが煩雑になる可能性があります。 法人番号は、法人が存続する限り変わることのない固有番号であり、法人の登記情報（法人住所、代表者氏名等）と紐づいているため、環境省において、法人番号から法人の登記情報を確認することが可能です。また、法人番号を記載することで、法人住所や代表者氏名の変更届出漏れがあったとしても、最新の登記情報を確認することが可能となり、不適正処理の防止につながるものと考えます。
2	本改正案において、広域認定制度に係る受託法人の特定方法として、法人番号の記載を可能とする点については、事業者の事務負担軽減という観点から一定の合理性があるものと考える。 一方で、広域認定制度は、一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を要せず、全国的かつ広域的な廃棄物処理を可能とする例外的制度であり、その運用に当たっては、事業者の実体把握及び不正行為の排除が特に重要である。 近年、解体工事業や廃棄物の収集運搬及び中間処理に関連する分野においては、外国人技能実習生や特定技能外国人等が多数従事している事例や、元請、下請、孫請が複層化し、実際の作業主体や責任の所在が不明確となる事例、名義上の法人と実質的な経営又は指揮命令を行う者が一致しない事例が指摘されている。 これらの分野において不適正処理や不法投棄が発生した場合、実際に廃棄物処理を行った主体、指揮命令を行った実質的経営者、外国人労働者の就労管理及び法令遵守状況の把握が困難となり、迅速かつ実効的な責任追及が妨げられるおそれがある。 法人番号は法人格を特定する上で有用であるものの、法人の実質的支配者、現場における管理責任者、実際に解体、収集、運搬、処分を行う体制を直接的に明らかにするものではない。 このため、法人番号のみの記載を可能とする制度設計とする場合には、以下の点について併せて検討及び対応を行う必要があると考える。 一、広域認定に係る受託法人について、解体業等を含む廃棄物関連業務に従事する体制を明らかにする観点から、実質的支配者、日本国内における責任者及び連絡先、下請及び再委託構造の概要を把握できる仕組みを設けること。 二、外国人技能実習生や特定技能外国人等が関与する場合においても、廃棄物処理責任が曖昧化することのないよう、事業者に対する監督並びに事後的な立入検査及び指導を強化すること。 三、実体不明な法人や短期間で設立及び解散を繰り返す法人が、広域認定制度を利用して不正な廃棄物処理を行うことのないよう、認定時及び認定後のチェック体制をより実効的なものとすること。 本改正が、単なる事務負担の軽減にとどまらず、解体業等を含む廃棄物関連分野における不適正処理の防止及び広域認定制度に対する国民の信頼性向上につながるものとなるよう、十分な検討と対応を求める。	本省令案では、法人番号を記載する場合であっても、法人の名称を記載するよう求めています。 法人番号は、法人が存続する限り変わることのない固有番号であり、法人の登記情報（法人住所、代表者氏名等）と紐づいているため、環境省において、法人番号から法人の登記情報を確認することが可能です。また、法人番号を記載することで、法人住所や代表者氏名の変更届出漏れがあったとしても、最新の登記情報を確認することが可能となり、不適正処理の防止につながるものと考えます。 広域認定制度においては、認定事業者から受託者への委託は可能ですが、受託者がさらに委託する行為は禁止されていますので、作業主体や責任の所在が不明確になることはありません。また、認定事業者は、受託者が行う当該認定に係る事業を含めて、一連の処理の行程を統括して管理する体制を整備する必要があり、体制の整備がなされていない限り認定を受けることはできません。 外国人技能実習生や特定技能外国人が当該認定事業に関与するかどうかに関わらず、当該認定事業全体の監督責任は認定事業者にありますので、環境省は、認定事業者への立入検査や指導により、認定事業の適正な運用を確認しています。
3	第六条の十八第一号ハにおいて事業計画の記載事項に法人番号を追加しているが、「法人番号を有しない者にあつては、…」と法人番号を有しない場合の記載事項は規定する必要はないか。（Ｐ３参照）	本省令案では、広域認定の申請者が申請に係る処理を委託して行う場合に、受託者が法人番号を有しない者（個人事業主や任意団体等）の場合は、氏名及び住所、又は法人の名称、代表者氏名及び住所を記載いただくよう規定しています。

（他に本件とは関係ない御意見が２件ありました。）